

甲府市キャッシュレス決済を活用した消費喚起事業事業者募集要項

1 件名

甲府市キャッシュレス決済を活用した消費喚起事業

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

※契約の締結は、令和4年度6月補正予算の成立以降に行う。

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 甲府市内において、バーコード等を利用したキャッシュレス決済（以下「キャッシュレス決済」という。）が提供可能であり、新規導入事業所からの問い合わせに対応が可能であること。
- (2) 新規導入事業所へのキャッシュレス決済の提供開始が本キャンペーンまでに可能であること。
- (3) 令和4年6月1日現在において本要項4（1）イに掲げる対象事業所の決済実績等について1000店舗以上の導入実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (5) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税に未納がない者。）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者でないこと。
- (7) 告示日以降に国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

4 業務内容に関する事項

(1) 業務の目的・概要等

甲府市キャッシュレス決済を活用した消費喚起事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ甲府市内での消費喚起を目的とする。

ア キャンペーン期間

キャンペーン期間は、令和4年8月1日から9月30日までの2か月間とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、期間を変更する場合がある。

イ 対象事業所

甲府市内の事業者で、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業及びタクシー業等とする。また、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）における中小企業・小規模企業等とし、大手チェーン店を除く。

ウ ポイント還元率及び付与上限

ポイント還元率は、決済額の20%とする。ただし、期間中付与上限額は1人あたり月額5,000円相当とし、1決済あたりの付与上限額は2,000円相当とする。

(2) 上限提案額

本業務の上限提案額は707,167,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、ポイント付与原資については680,000,000円以内とする。

※令和4年度6月補正予算の編成過程で変更となる場合がある。

ア 事務費等は提案限度額からポイント付与原資を除いた額の範囲内とする。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響等による本業務の変更・中止については、契約期間、委託料もしくはその両方を変更する契約変更を行い、その際に変更・中止に伴って発生した費用について別途協議し決定する。

(3) 業務内容

ア 決済及びポイント還元に係る業務

(ア) 事業所への入金サイクルを可能な限り短くすること。

(イ) 利用者へポイント還元がされるまでの期間を可能な限り短くすること。

イ 事業所への対応業務

(ア) 加盟の事業所に対してキャンペーンの概要を周知するとともに、参加の意思確認を行うこと。

(イ) 新規加盟事業所の開拓を積極的に行い、可能な限り短時間でキャンペーンに参加できるよう対応すること。

(ウ) 対象事業所一覧を作成し、甲府市に提出すること。

(エ) 対象事業所であることがわかる店頭掲示物等の広報物を作成し、対象事業所の配布すること。

(オ) 事業所からの問い合わせに対して、迅速に対応すること。

(カ) 導入手続きについて、事業所から要望があった場合に個別に対応を行うこと。

ウ 広報・問い合わせ対応業務

(ア) 対象事業所に配布するチラシやポスター等の広報物については、甲府市と協議し作成すること。

(イ) 受託者のコンテンツを活用してキャンペーン対象事業所を一般利用者に広く周知すること。

(ウ) 効果的な告知方法により、広くキャンペーンの周知を図ること。

(エ) 一般利用者等からの問い合わせに対して、円滑かつ誠実に対応すること。

エ キャッシュレス決済説明会等開催業務

(ア) 市内事業所のキャッシュレス化を推進するため、事業所に対しキャッシュレス決済導入の経営上のメリットや利用方法等に関する説明会等を開催すること。なお、内容や会場については、甲府市と協議のうえ、決定するものとする。

(イ) 一般利用者に対し、スマートフォン等の使い方やキャッシュレス決済のメリットや方法などに関する説明会を開催すること。なお、内容や会場については、甲府市と協議のうえ、決定するものとする。

オ キャッシュレス決済の動向調査報告業務

(ア) キャンペーン期間中の利用状況等の動向を調査し、1週間に1回以上の頻度で甲府市に報告すること。

(イ) キャンペーンにおける対象事業所数、利用者数、業種及び日別の決済状況、決裁利用回数など事業の結果に関するデータの集計・分析を行い、実績報告書の提出時にデータ化した資料を添付すること。なお、提出を求めるデータの内容については、甲府市と協議のうえ、決定する。

カ データの管理業務

業務の遂行に伴って収集したデータは適正に管理し、個人情報の取り扱いは厳正に行うこと。

キ その他必要な業務

(ア) 本業務を統括する事務局を設置すること。

(イ) 適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。

(ウ) 事務局は全体スケジュールを管理し、適切に事業の進捗を図ること。

(エ) 事務局は甲府市との連携を密にすること。

5 スケジュール

内 容		日 程
1	公募開始	令和4年6月1日(水)
2	質問提出期限(電子メール)	令和4年6月6日(月)
3	質問への回答	令和4年6月7日(火)
4	参加意向申出書の提出期限	令和4年6月10日(金)
5	企画提案書の提出期限	令和4年6月14日(火)
6	選定委員会(プレゼンテーション審査)	令和4年6月17日(金)
7	審査結果の通知	令和4年6月20日(月)
8	契約締結	令和4年6月20日(月)

※本業務についての説明会を実施する予定はない。

※質問や企画提案書等は公募要領等の公告日から提出可能とする。

6 募集要項等の配布

募集要項・様式一式は、次により配布します。また、甲府市ホームページからもダウンロードできます。

(1) 配布期間

令和4年6月1日(水)～6月10日(金)まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

甲府市 産業部 商工振興室 商工課(甲府市役所本庁舎8階)

住 所 〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号

電話番号 055-237-5695

7 質問の受付

本募集要項及び仕様書の内容等について疑義のある場合は、次により質問書（様式 12）の提出をお願いします。また、質問内容及び回答については、甲府市ホームページに掲載し、質問に対する回答をもって、本募集要項等を追加補正したものとみなします。なお、質問者は公表しません。

- (1) 提出期限 令和 4 年 6 月 6 日（月）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 電子メールによる。（送信後に電話で着信確認を行ってください。）
- (3) 提出先 6（2）に同じ
メールアドレス syoukous@city.kofu.lg.jp
- (4) 回答方法 令和 4 年 6 月 7 日（火）を目途に、提出されたすべての質問とその回答を甲府市ホームページに掲載します。

8 参加に係る手続き

「3 参加資格要件」を満たし、本手続きに参加する場合は、次の必要書類を提出してください。

- (1) 提出期限 令和 4 年 6 月 10 日（金）午後 5 時まで
- (2) 提出先 6（2）に同じ
- (3) 提出方法 持参もしくは到着時間の確認できる方法による郵送等
- (4) 提出書類
 - ア 参加意向申出書（様式 1） 1 部
 - イ 会社概要等整理表（様式 2） 1 部
 - ウ 申請者の事項に係る証明書（発行日から 3 か月以内のもの）
 - （ア）登記事項証明書（全部事項証明書） 1 部
 - エ 協力会社に関する調書（様式 3）（該当する場合のみ） 1 部
 - オ 法人住民税の未納がないことを証明する証明書（発行日から 3 か月以内のもの） 1 部
 - カ 誓約書（様式 4） 1 部
- (5) 参加申込の結果
令和 4 年 6 月 13 日（月）に連絡先に記載された宛先に郵送にて通知します。

9 提案書等の提出

- (1) 提出方法
持参もしくは到着時間の確認できる方法による郵送等
（注意）
平日の午前 9 時から午後 5 時まで、甲府市産業部商工振興室商工課（甲府市役所本庁舎 8 階）にて受け付けます。
- (2) 提出期限 令和 4 年 6 月 14 日（火）午後 5 時まで
- (3) 提出先 6（2）に同じ

(4) 提出書類

提案書は、別添の書式（様式 5、様式 6、様式 7、様式 8、様式 9、様式 10、様式 11）に基づき作成するものとします。配布期間中に取りに来られるか、甲府市ホームページからダウンロードしてください。

提案については「提案書」（様式 5）を鑑とし、次の項目に関する提案を作成し提出してください。

- ア 業務実施体制確認調書（様式 6）
- イ 管理責任者の業務実績確認調書（様式 7）
- ウ 業務実績書（様式 8）及び契約書等の写し（実績の証明）
- エ 業務の実施方針・業務フロー・工程表（様式 9）（任意様式可）
- オ 企画提案（様式 10）（任意様式可）
- カ 提案価格書（様式 11）

(5) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

- ア 提案は、考え方などを文書やイメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。
- イ 文字は注記等を除き、原則として 12 ポイント程度の大きさを記述してください。

(6) その他

- ア 提案書は 20 ページ以内としてください。
- イ 提案書等の提出後、甲府市の判断により補足資料の提出を求められることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ 提案書等に記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ 提案内容の変更は認められません。

(7) 提出部数

正本 1 部、副本 7 部

10 決済事業者の選定

(1) 選定方法

ア 甲府市キャッシュレス決済を活用した消費喚起事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、提出書類及びプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、総合的に判断し、上限提案額を超えない範囲で、事業者を選定します。

イ 選定を行うなかで、疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行います。

ウ 審査の結果、順位が 1 位の提案者の得点が全体配点の 50%未満の場合は、事業者を選定しません。

エ 時間配分については、1 者あたり 30 分程度（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度）とし、参加者は 1 者あたり 3 名以内（共同事業者の場合も同様）とします。また、必ず、本業務に従事する者がプレゼンテーションを行ってください。

オ プレゼンテーションの実施にあたり、スクリーン及びプロジェクタ（型番：EPSON EB-X31）については準備しますが、その他必要な機材（パソコン等）については持参してくだ

さい。

(2) 選定結果の通知

令和4年6月中旬に甲府市ホームページに掲載するとともに、提案者全員に通知します。

(3) 審査基準

ア 評価項目、評価基準及び点数配分

本プロポーザルについては、以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定します。

評価項目	評価基準	配点
ユーザー数	ユーザー数が多いキャッシュレス決済サービスであるか(多くの市民が使えるものであるか)。	20点
市内加盟店数	市内の多くの店舗で利用できるキャッシュレス決済サービスであるか(特に中小規模の店舗の加盟店が多いほど、評価が高いものとする)。	20点
サービス内容	決済手数料・振込手数料などのランニングコストが低いことや決済から換金までのサイクルが短い、セキュリティ対策が万全など、加盟店にとってサービスが充実しているか。	20点
サポート体制	市民や店舗からの問い合わせに対応する体制が整っているか。	10点
実績	他自治体での実績があり、類似業務の経験が豊富であるか。	10点
見積額	予算に見合った規模となっており、また見積総額に対するポイント付与相当額の割合が高いか(事務経費の占める割合が低いか)。	10点
その他の提案	仕様書に規定する以外の事業者独自の提案が優れているか。	10点
合計		100点

イ 点数の算出方法

6段階(20点満点の評価項目は0点から4点刻み、10点満点の評価項目は0点から2点刻み)で採点を行い、合計点数の高い事業者を受託候補者とします。

ただし、合計点数が同一の者が複数いた場合は選定委員会の評決により選定します。

1.1 提出された書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出された書類は、他の者に知られることのないように取扱います。ただし、「甲府市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、優先交渉権者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) 提出された書類は、返却しません。

1.2 無効となるプロポーザル

- (1) 本要項に定める提出方法に適合しないもの
- (2) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 本プロポーザルに関して選定委員会委員との接触があったもの
- (5) 提案上限額を超える提案を行ったもの
- (6) 本事業を実施することが困難と認められるもの
- (7) プレゼンテーションを欠席したもの

1 3 契約手続きについて

- (1) 優先交渉権者に選定された者と甲府市との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に甲府市と詳細を協議していただきます。この際、提案内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 優先交渉権者が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けているときは、契約を締結しません。
- (4) 選定された事業者との交渉が成立せず、契約の締結が困難な場合は優先順位が次順位の者と交渉を行い、成立した場合は当該事業者と契約の締結を行うものとしします。

1 4 その他

- (1) 本プロポーザルに係る契約の締結は、令和4年度6月補正予算の成立を条件とします。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても甲府市はその損害について一切負担しません。また、提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 本プロポーザルにおいて選定された契約相手方は、業務委託契約の締結にあたり契約書の作成を要します。契約書作成に係る費用は受注者の負担となります。
- (3) 甲府市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務の全部又は一部を受注できない場合があります。
- (4) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容にかかわらず、甲府市と協議のうえ行うこととします。
- (5) 参加意向申出書提出後に辞退する場合には、第2回選定委員会の期日(令和4年6月17日)までに参加辞退届(様式13)を提出してください。

1 5 問い合わせ先

甲府市 産業部 商工振興室 商工課 (甲府市役所本庁舎8階)
住 所 〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号
電話番号 055-237-5695